

5月7日以降の授業の方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020年3月の時点では、通常の対面授業を行いつつ、感染が疑われる学生、体調不良の学生の一部補完授業として、多様なメディアを利用した授業（非対面授業）を実施する計画を立てておりました。

4月6日の内閣総理大臣の緊急事態宣言並びに大学所在地である北海道・札幌市の緊急共同宣言が4月9日に出されたことより、授業開始日を5月7日に変更し、授業の準備を進めてまいりましたが、感染拡大が収束する目途がたっておりません。学生及び教職員の皆様の安全を第一に考え、5月7日以降についても学生の登校を見合わせ、原則として非対面授業を行うことを決定しましたので、基本方針について、お知らせいたします。

4月17日

危機対策本部

学長 ハンス ユーゲン・マルクス

●基本方針1

5月7日以降の授業は原則として非対面授業で実施し、学生は登校させない。

安全確保のため学生は登校させず、非対面授業を実施する。ただし下記の通り例外を認める。

- (1) 免許・資格に関わる実験・実習科目、学外実習に関わる科目（実習指導・演習等、対面での指導が必須となる場合に限る）、その他本学の設備を使用しなければ成立しない授業等については、感染予防の対策を行った上で、20名程度での対面授業等の実施を認める。
- (2) 非対面授業実施に十分なネットワーク環境を準備できない学生については来学を認め、本学の機器やネットワーク環境を利用して受講できる。

(1) に該当する科目の洗い出し、感染予防の対策については各学科、各担当教員が検討を行うが、例えば実験レポートの作成はLMSでの提出をさせるなど、可能な限り非対面での授業を前提に検討を行う。

●基本方針2

本学における非対面授業成立の最低要件を定め、各教員はLMS等を活用した非対面授業を実施する。

非対面授業による単位付与の前提として文科省は次のように定めている。

<文科省による非対面授業の要件>

- ①非対面授業のみによる単位付与は学則に定める必要があり、卒業要件のうち60単位までとする。
- ②オンデマンド（インターネット配信）型授業であれば、授業終了後速やかに（1）設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導、（2）学生の意見交換の機会を設ける必要がある。
- ③同時双方向型（テレビ会議方式等）授業であれば上記（1）（2）の実施は必ずしも求めない。
- ④「印刷教材を学生に渡し、主としてこれにより学修させる授業」は非対面授業とは認められない。つまりレポート課題の提示だけでは非対面授業とは認められず、授業資料・課題の提示、質疑応答等による指導を行う必要がある。

《 非対面授業成立の最低要件 》

- 【1】 教員は授業資料と授業に関する課題等（レポート、小テスト等）を学生に提示する
- 【2】 学生は提示された資料による学修を行い、課題等を提出する
- 【3】 教員は学生より提出された課題等に対して、学生へのフィードバックを行うなど、意見交換を行う場を設ける。

※非対面授業の実施にあたっての補足事項

- 資料・課題の提示、学生からの提出はLMS等のネットワーク環境を利用する。
- 最低要件での授業は、時間割に示された時間にリアルタイムで実施する必要はない。ただし授業計画に合わせて資料等を提示し、次回授業までに期日を定めて課題提出を求め、フィードバックを行う必要がある。
- 本要件は最低要件であるため、より高度な非対面授業（リアルタイム配信とLMSを組み合わせる授業など）を実施することは差し支えない。リアルタイムで授業を実施する場合は時間割に定める時間での実施を基本とする。ただし学生のICTリテラシーや通信環境を十分に考慮する必要がある。

この要件を満たしたうえで、定められた授業時間数に相当する非対面授業を実施し、試験等に合格することで学生に単位を付与する。

●基本方針 3

非対面授業実施に当たっては、各教員のICTリテラシー、LMSの操作習熟に要する期間を鑑み、5月中を授業実施と並行した準備期間とする。

非対面授業を実施するにあたり、LMSの活用が中心となる。ただしLMSの学内運用開始は早くとも4月末であり、操作習熟に必要な期間として5月中を準備期間と位置付ける。

LMS習熟が授業開始に間に合わない教員は、5月中は授業の休講や、既存のシステム（eメール、F-Station、Lineなど）を活用した授業を実施し、6月以降はLMSを中心とした非対面授業の実施に努める。

またこの準備期間に次のような対応を行う。

《 大学レベル 》

- 専任教員、関係する職員にレベル別のLMS研修会を実施する。その中でLMSに習熟した教員が、他の教員を指導したり活用方法を共有したりする。この研修会は任意参加ではなく、専任教員全員の参加を義務付ける。
- 非常勤教員への周知、使用方法の説明が必要となるが、非常勤教員を大学に集めて研修することは出来ないため、LMS活用を依頼する。
- 教員の授業方法検討の参考として、非対面授業のパターン例示を行う。

《 教員レベル 》

- 非対面授業の実施方法について検討する。
- 最低要件をクリアするためには、少なくとも4～5回程度の授業資料と課題を用意し、LMS導入後に資料のアップロードや課題作成を速やかに始められるように準備する。